

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめとは

### いじめの定義

### いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 具体的ないじめの例

・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる・意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめがあることが確認された場合には、速やかに解決する必要があります。

そこで本校では、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方を次のように定めます。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

#### ■学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、特定の教職員による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織体制を整える。

#### ■いじめに関する子どもの理解を深める

学校の全教育活動を通じて、いじめについて深く考え理解するための取組を充実させる。その中で、子どもが「いじめは絶対許されない」ことを自覚するように促していく。

### (2) 子どもをいじめから守り、いじめの解決に向けた行動を促す

#### ■いじめられた子どもを守る

いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、いじめられた子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもを組織的に守り通す。

#### ■周囲の子どもを支える

「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている子どもがいることを受け止め、勇気をもって教職員等に伝えた子どもも守り通す。また、周囲の子どもの発信を促すため、児童会・生徒会等による主体的な取組を支援する。

### (3) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

#### ■社会総がかりで取り組む

学校が、いじめ問題を迅速かつ的確に解決するため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子どもをいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

### 3 いじめ総合対策～いじめ問題への対応について～

#### 学校いじめ基本方針

#### いじめ防止対策推進法 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 松江第四中学校いじめ防止基本方針

- 1 学校は一丸となって取り組み、教員の指導力の向上と組織的対応を図る
- 2 生徒からの声を確実に受け止め、被害の生徒を守る
- 3 いじめを見て見ぬふりせず、相談できる学校づくりに努める
- 4 保護者・地域・関係機関との連携し、すべての関係者が共に取り組む

#### 1 学校は一丸となって取り組み、教員の指導力の向上と組織的対応を図る

いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

そこで、特定の教員がいじめ問題を抱え込まず、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、それぞれの教職員の役割と責任を明確化する。

##### <具体的な取組>

学校いじめ対策委員会の設置、学校いじめ防止基本方針の策定、「いじめ発見のチェックシート」等の活用による確実な発見、いじめに関する研修の充実 など

#### 2 生徒からの声を確実に受け止め、被害の生徒を守る

被害生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるようになるため、組織的に守る取組を行う。

また、被害生徒の声やサインを早く確実に受け止めるため、担任を中心として生徒への積極的な働きかけを行うとともに、スクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。

##### <具体的な取組>

スクールカウンセラーによる全員面接、スクールカウンセラー等を活用したケア、加害生徒への組織的・継続的な観察・指導 など

### 3 いじめを見て見ぬふりせず、相談できる学校づくりに努める

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「誰かに相談しにくい」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に相談した生徒を守るとともに、周囲の生徒の発信や相談を促すための主体的な取組を支援する。

周囲の生徒が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力やいじめ撲滅に向けた生徒会等による主体的な取り組みを支援する。

#### <具体的な取組>

「いじめに関する授業」の実施、生徒会等による主体的な取組への支援

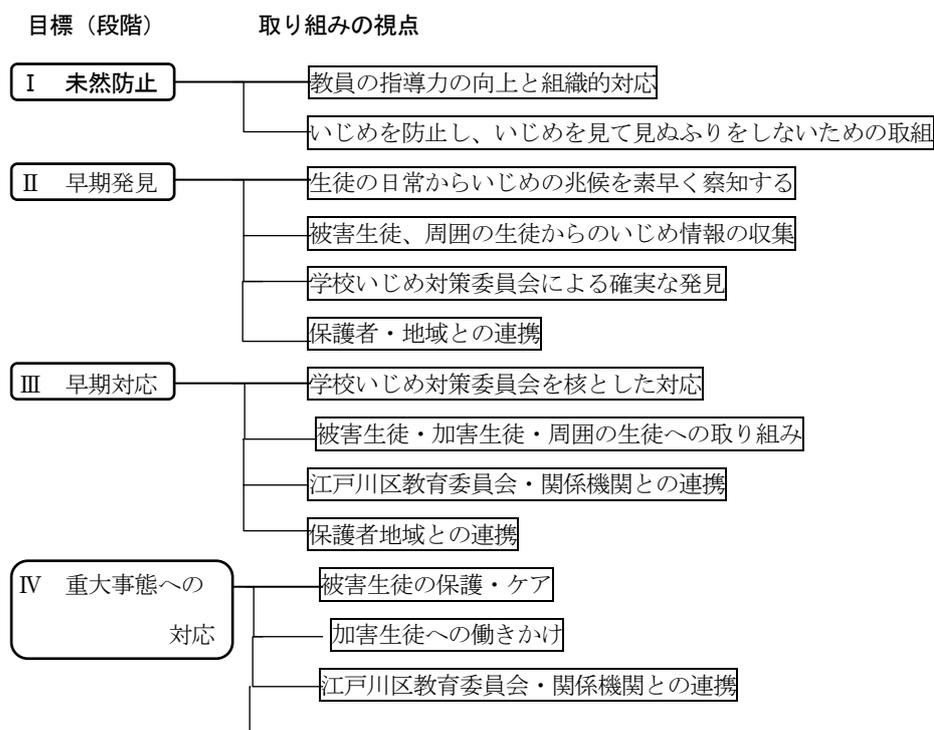
### 4 保護者・地域・関係機関との連携し、関係者が共に取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要である。保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りを実施していく。いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

#### <具体的な取組>

学校サポートチームとの連携、子ども家庭支援センターを通じた家庭状況の把握とケア、学校便りや保護者会の積極的な活用、地域人材を活用した見守り

## 4 4つの段階に応じた具体的な取り組み



## I 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

### 1 教員の指導力向上と組織的対応

(1) 学校いじめ対策委員会を設置する。

いじめ防止対策推進法 第22条

#### ア 構成員

管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SCを中心として構成する。

#### イ 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定及び変更
- ・いじめ防止に対する具体的なマニュアルの作成
- ・いじめ防止のための年間指導計画の作成と実施
- ・生徒や保護者アンケートの作成、実施、分析
- ・学校評議員や保護司等を交えた会議の開催

(2) 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

(3) いじめ防止等などの研修で、いじめ防止等に関する職責の資質向上を図る。

### 2 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

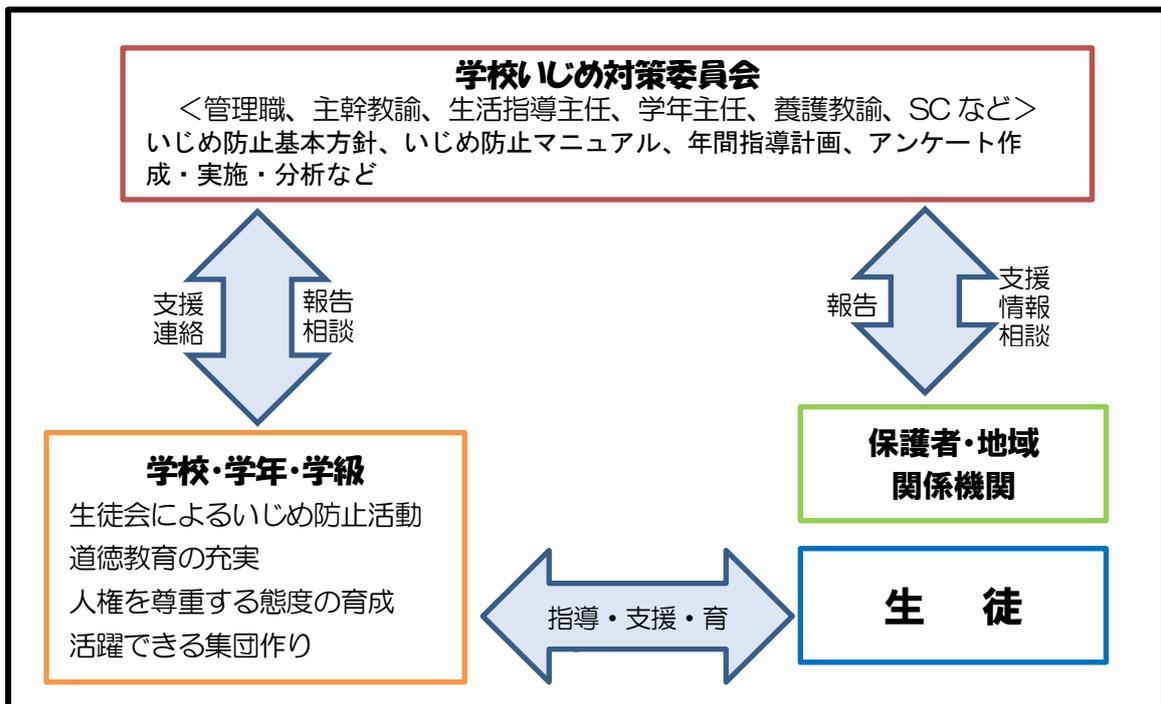
(1) 生徒会を中心に生徒が主体的となってルール作り等を作成させ、いじめの防止やのぞましい集団づくりに努める。

(2) 生徒と多く接し、生徒の良さや個性を伸ばす努力をする。また、道徳の時間を中心として、基本的な生活習慣、規範意識、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う。

(3) 生徒が活躍できる集団づくりを進める。規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるようにし、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。

(4) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。保護者会、地域懇談会、ホームページ等で学校での取組を説明し、保護者や地域の協力を得て、いじめ防止に努める。

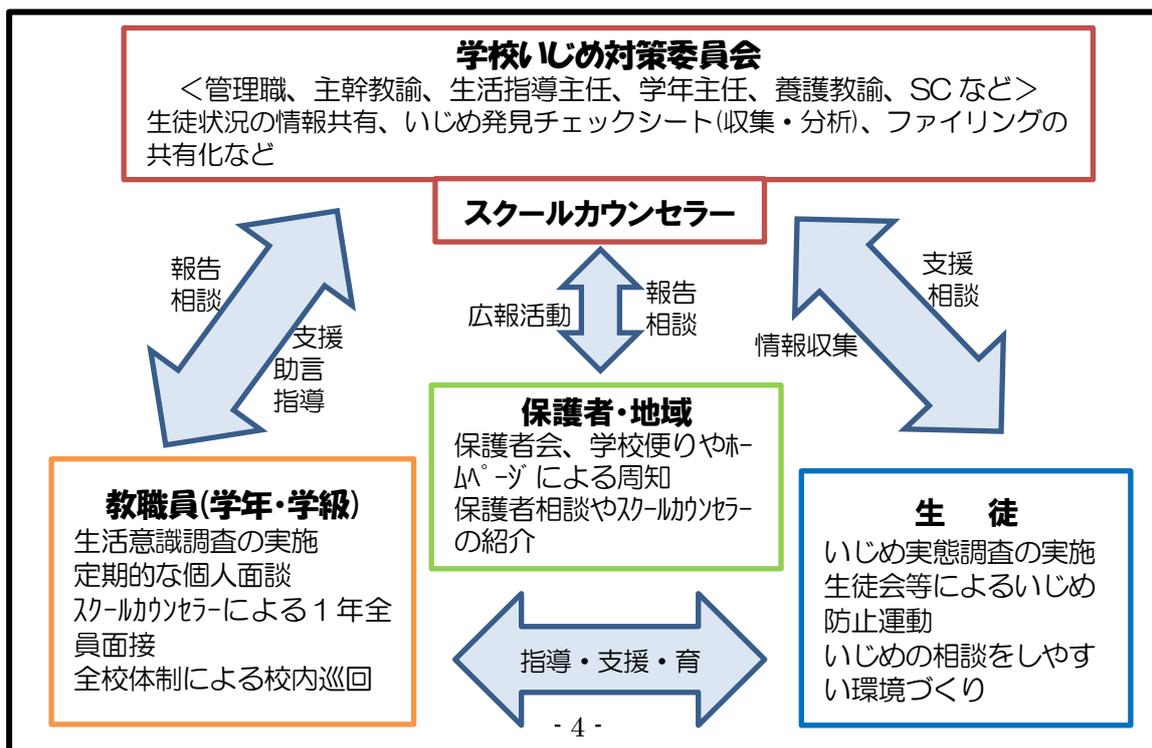
図1 未然防止への取組



## II 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

- 1 生徒の日常生活からいじめの兆候を素早く察知する。
  - (1) ふれあい月間の取組とともに、生活意識調査を実施する。
  - (2) 定期的な個人面談の実施を通して生徒の状況を把握し、面談結果を学校いじめ対策委員会に報告する。面談手法や対応についてスクールカウンセラーに協力を要請する。
  - (3) 年度当初にスクールカウンセラーによる1年生の全員面接を行い、迷わず相談できる環境づくりに努める。
  - (4) 全校体制で校内巡回などを行い、複層的視点から生徒の変化を早期に発見し、未然防止に努めるとともに、学校全体で生徒を見守っている姿勢を示す。
- 2 被害生徒、関係生徒からのいじめ情報の収集
  - (1) 年3回の「ふれあい月間」の取組によるいじめの実態調査を行う。
  - (2) 生徒会や学年委員会などの生徒主体の取組による実践的ないじめ防止運動を支援する。
  - (3) 生徒が学校にいじめの相談をしやすくする環境づくりに努める。
- 3 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
  - (1) 企画会、職員会議では、生徒の状況を報告し、組織的に情報共有する体制を構築する。
  - (2) アンケート情報のファイリングと共有化を確実にし、学校全体で情報を共有する。
  - (3) 「いじめ発見のチェックシート」を用いた状況観察を行い、学校いじめ対策委員会による集約・分析を行う。
- 4 保護者・地域との連携
  - (1) いじめに対する学校の取組姿勢への理解を図るため、保護者会を活用し、学校便りやホームページによる周知を行う。
  - (2) 個別の保護者相談の機会やスクールカウンセラーを紹介し、相談しやすい環境づくりに努める。

図2 早期発見への取組



### Ⅲ 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

#### 1 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- (1) 学校いじめ対策委員会が招集し、緊急いじめ対策会議を開催する。
- (2) いじめ対策会議において、対応方針の策定、役割分担の明確化、支援計画の作成・実施を行う。
- (3) 学校いじめ対策委員会は、必要に応じて、学校サポートチームを結成し、外部機関との連携を図る。

学校サポートチーム—P T A、学校医、指導主事、児童相談所員(子ども家庭支援センター)、福祉関係者、民生児童委員、警察等

#### 2 被害生徒・加害生徒・関係生徒への取組

##### (1) 被害生徒への取組

- ア 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、確認のための正確な記録を作成する。
- イ 被害の子供の安全を確保するため、全教職員でサポートチームを編成し、登下校や学校生活を見守る。
- ウ 心的ストレスを軽減するため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、保護者を含めたメンタルヘルス・ケア等を行う。
- エ 緊急避難としていじめられた生徒が欠席した場合には、学習を支援するためのプログラムを作成する

##### (2) 加害生徒への取組

- ア 事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない組織的・継続的な環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援と再発防止を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、保護者からもいじめをやめさせるよう指導する。
- エ スクールカウンセラーと連携し、生徒やその保護者のメンタルヘルス・ケア等を行う。

##### (3) 関係生徒への取組

- ア いじめを伝えた生徒がその後も日常の学校生活を送ることができるように保護者とも連携し、安全確保に努める。

#### 3 区教育委員会・関係機関との連携

- (1) 江戸川区教育委員会に事実関係を速やかに報告し、情報を共有する。状況に応じてスクールカウンセラーや指導主事の派遣を要請し、被害の深刻化を防ぐ。
- (2) 犯罪行為や児童虐待が疑われる場合には、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所と対応を協議する。

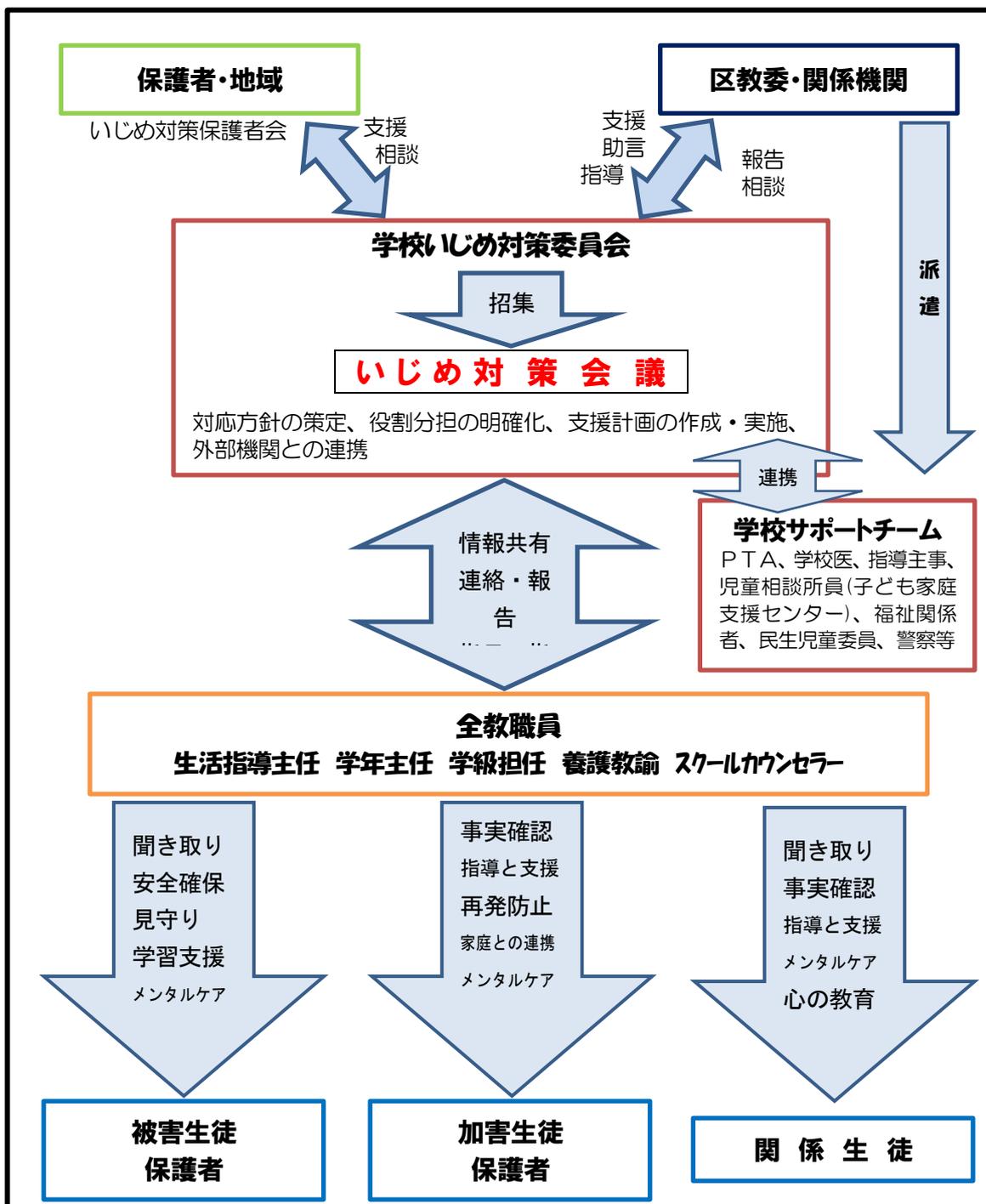
#### 4 保護者・地域との連携

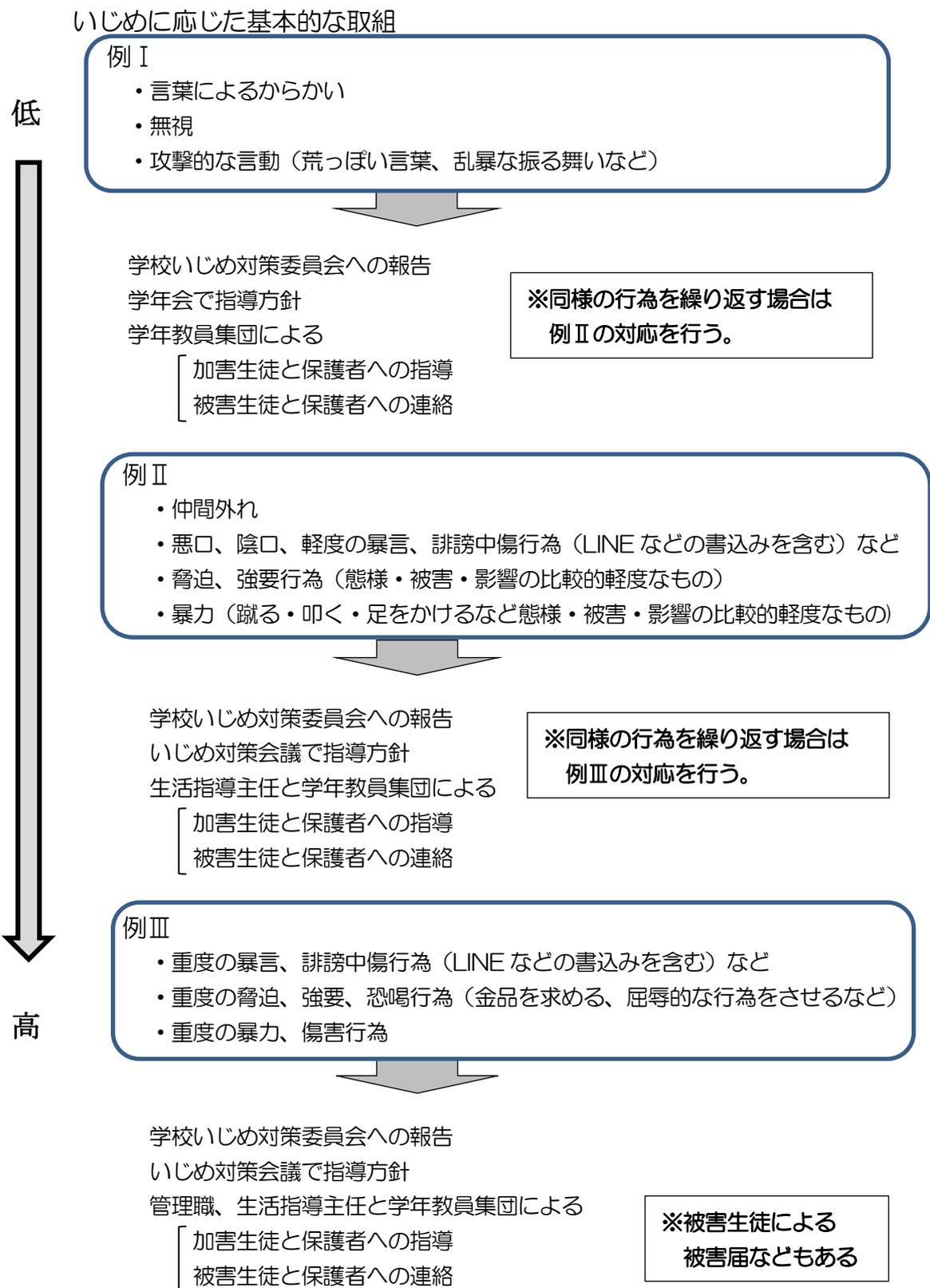
- (1) 速やかにいじめ対策保護者会を開催し、情報提供による保護者との連携・協力関係を構築する。
- (2) P T Aと連携し、必要に応じてP T A役員に協力を依頼する。
- (3) 生徒の安心感を高めるために、登下校時の見守りなどを地域に依頼する。

## 5 学校としての取り組み

- (1) いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方針の改善を図る。
- (2) 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- (3) 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。

図3 早期対応への取組





#### IV 重大事態へ対処 ～学校、保護者、地域が共に生徒を守る～

＜重大事態とは、次に掲げるものをいう＞

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
例：生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合

☆学校いじめ対策委員会は前記の早期対応に準じて、緊急いじめ対策会議・委員会を招集・開催し、学校サポートチームと連携を図る。

#### 学校の設置者又はその設置する学校による対応 いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

#### 1 被害生徒の保護・ケア

- (1) 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するために、複数教員で見守り、一日2回、情報を共有する。帰宅後も、保護者と様子を確認するなど被害生徒とその家庭を支援する。
- (2) スクールカウンセラーと教員の情報共有を徹底し、生徒や保護者のメンタルケアを行う。
- (3) いじめが原因で不登校になっている生徒の状況に応じて、適応指導教室や保健室登校など、緊急避難処置を実施する。

#### 2 加害生徒への働きかけ

- (1) 被害生徒が安心して学校で学習できるように、加害生徒を別室で学習させる。
- (2) 被害生徒を守り、周囲の生徒への被害拡大防止のために警察に相談、通報する。
- (3) 指導による改善が図られない場合は、校長による訓告（江戸川区教育委員会の立会いで、加害生徒及びその保護者に対する嚴重注意など）を実施する。※いじめ防止対策推進法 第25条  
江戸川区教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止を実施する。 ※いじめ対策推進法 第28条
- (4) 加害生徒の背景には、過去の心の傷が原因となっている場合もあるため、本人や保護者のメンタルケアを行う。

#### 3 区教育委員会・関係機関との連携

- (1) 江戸川区教育委員会に速やかに報告し、派遣された指導主事と共に対応する。場合に応じて、東京都教育委員会に臨床心理士等の派遣を要請する。
- (2) いじめの原因に虐待や精神疾患等が疑われる場合は、児童相談所等に通報し相談する。
- (3) 東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用し、法的な観点から問題の有無を確認する。

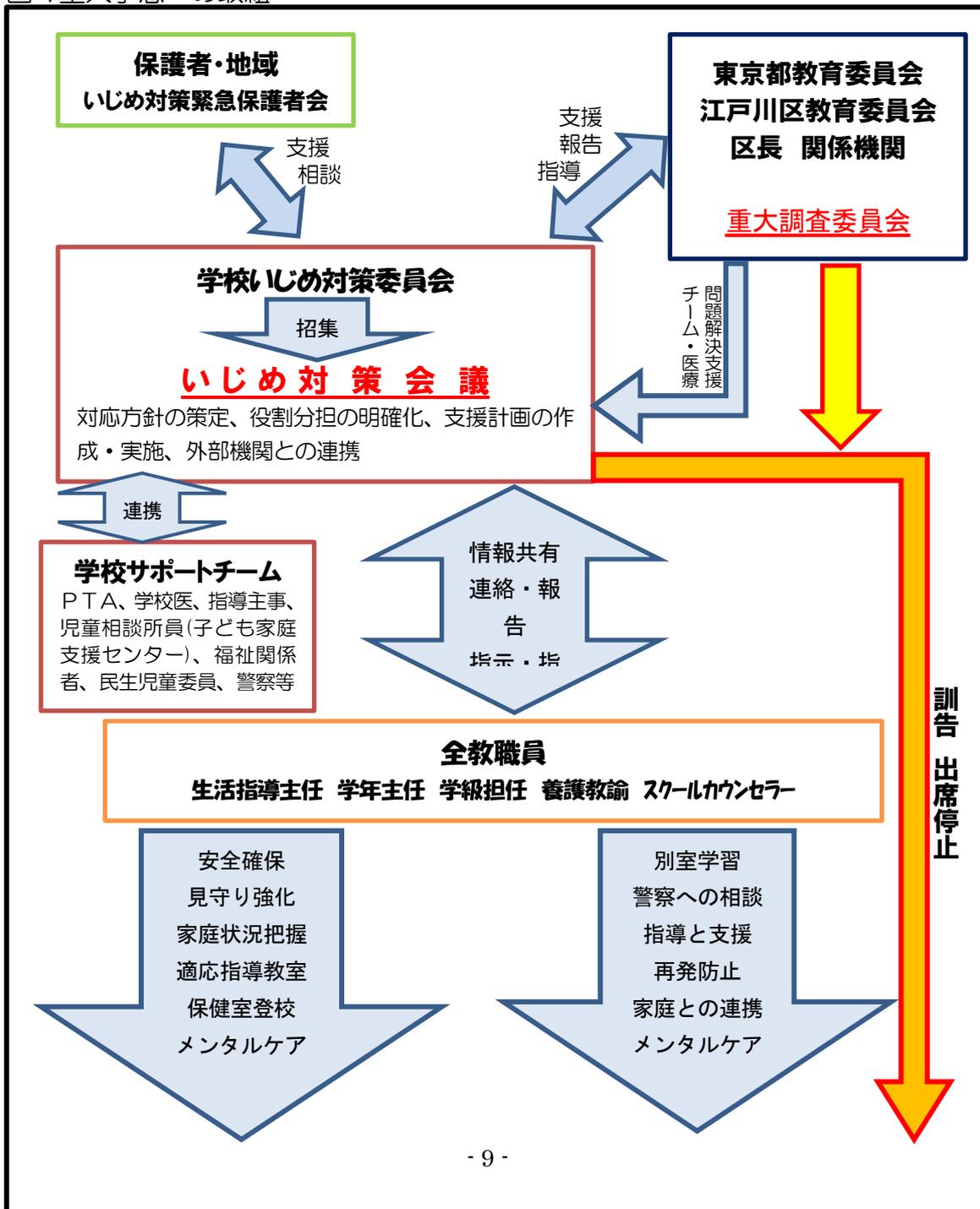
#### 4 保護者・地域との連携

- (1) 江戸川区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、状況や学校の対応を説明する。
- (2) PTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- (3) 民生・児童委員等の地域人材と連携し、地域での見守り、巡回を依頼する。

5 いじめ防止対策推進法に基づく対応

- (1) 江戸川区教育委員会は再発防止のために「重大事態調査委員会」を設置し、調査を実施する。東京都教育委員会は、必要に応じて調査を支援する。 ※同法第28条
- (2) 都知事は必要がある際は、再調査を実施する。本校、江戸川区教育委員会は全面的に再調査に協力する。 ※同法第30条

図4 重大事態への取組



5

**被害生徒・保護者**

**加害生徒・保護者**

対応（委員会等による）

構成員

管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC を中心として構成する。

未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定（全員）
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行（主幹）
- いじめに関する校内研修の計画・実施（生活指導主任・研修主任）
- 道徳を中心とした人権尊重教育（学習進路主任・道徳主任）
- 生徒会活動を中心としたいじめ防止活動（生活指導主任・学年主任）
- 学校評価による憲章と基本方針の見直し（管理職・主幹・生活指導主任）



早期発見

- 定期的な個人面談（学年主任・SC）
- スクールカウンセラーによる教育相談・1年全員面接（1年学年主任・特別支援コーディネーター・SC）
- 生活意識調査・いじめ実態調査の実施、分析、活用（生活指導主任）
- 情報のファイリング及び共有化（主幹・学年主任）
- 学校だよりなどの広報活動（管理職・学年主任）
- 校内巡回の計画（生活指導主任）



早期対応

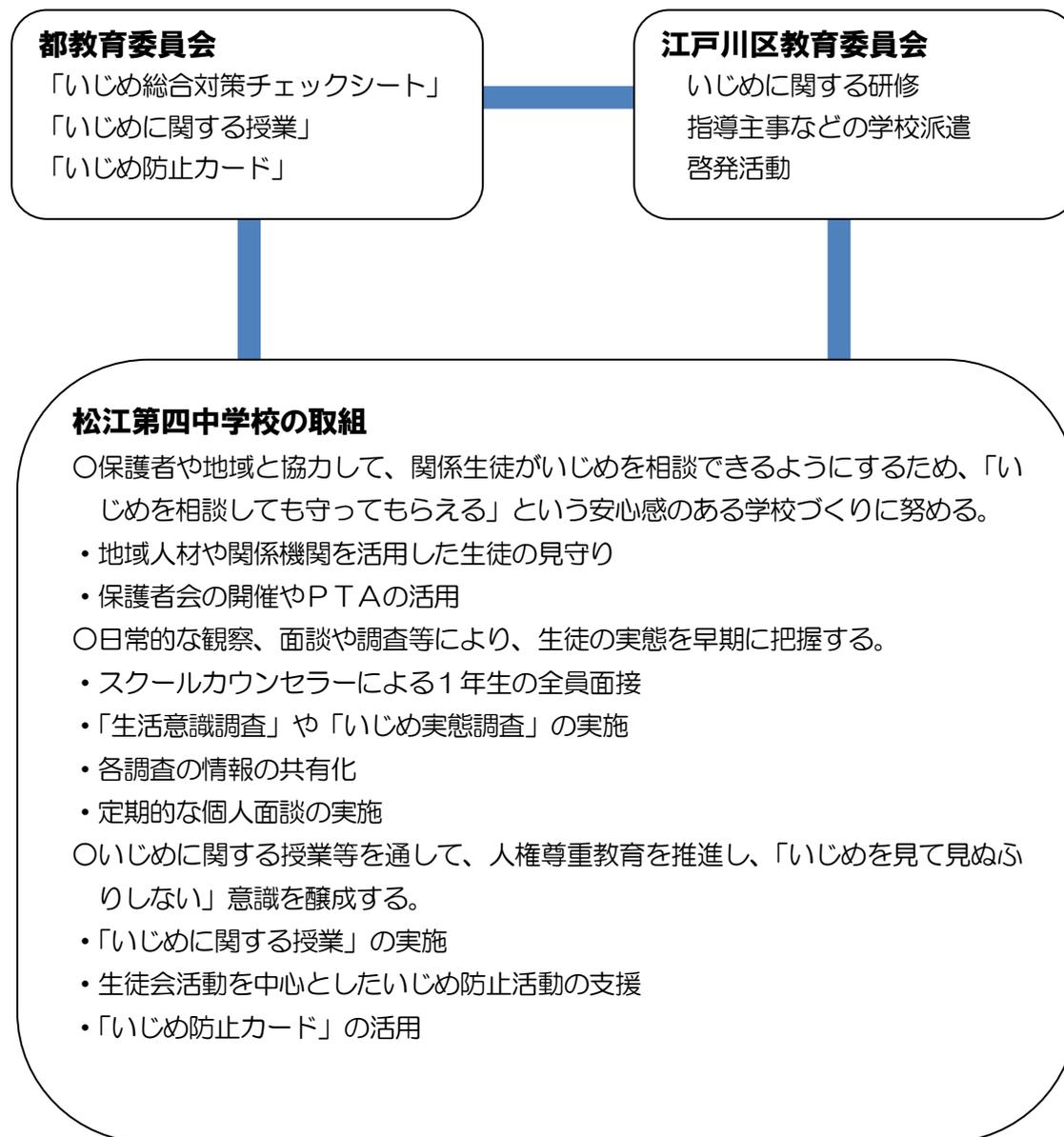
- 速やかな対応策の検討、実施（全員）
- いじめ対策会議の開催・学校サポートチームの結成（管理職・主幹）
- 被害生徒の安全確保、メンタルケア（学年主任・養護教諭・SC）
- 加害生徒への指導、支援等（生活指導主任・学年主任）
- 関係生徒の安全確保、メンタルケア（学年主任・養護教諭・SC）
- 保護者や地域連携による見守り（管理職・生活指導主任）



重大事態への対処

- 区教育委員会への報告と連携（管理職）
- いじめ対策会議の開催・学校サポートチームの結成（管理職・主幹）
- 被害生徒の安全確保、緊急避難措置など（生活指導主任・学年主任）
- 加害生徒への指導、懲戒や出席停止（生活指導主任・管理職・区教委）
- 警察・児童相談所への相談・通報（生活指導主任・学年主任）
- いじめ対策緊急保護者会の開催（管理職・主幹）
- 重大事態調査委員会との連携・協力（管理職・主幹）

## 6 「いじめを見て見ぬふりせず、相談できる学校づくり」につながる取組



### 附則

(施行期日)

第一条 この基本方針は、学校評議委員、保護者、地域に周知して一月を経過した日から施行する。

(追加 改定)

第二条 いじめ防止のための基本方針については、江戸川区、東京都、国等の条例、通達、通

知により、必要があると認められるときは、検討を加え、追加・改定を行う。